

## 大分県地域活力づくり総合補助金に係る複数年支援取扱要領

### 第1 目的

この取扱要領は、大分県地域活力づくり総合補助金（以下「総合補助金」という。）に係る複数年支援の取扱を定め、もってその適正な処理を図ることを目的とする。

### 第2 対象事業

この取扱要領の対象事業は、大分県地域活力づくり総合補助金実施要領（以下「実施要領」という。）【地域創生枠】（3）に定める事業で、複数年の支援を行うことにより、地域活力づくり活動として定着し、地域への波及効果が見込まれる事業とする。

### 第3 支援期間

地域創生枠で複数年支援できる期間は、最長で連続する3年度とする。ただし、チャレンジ支援枠から引き続いて支援する場合は、最長で連続する2年度とする。

### 第4 事業採択

地域創生枠の複数年支援の事業の採択の手続きは、実施要領4の定めによるほか、次のとおりとする。

（1）複数年の事業支援を希望する者は、実施要領【地域創生枠】（3）に掲げる書類のほか、複数年支援事業計画書（様式第1号）を知事または事業の主たる実施場所を所管する振興局長（以下「振興局長」という。）に提出するものとする。

（2）知事または振興局長は、複数年の支援を行おうとする場合には、複数年支援事業計画書、前年度までのチャレンジ支援枠及び地域創生枠の実績報告書等に基づき事業効果等を検証したうえで、当該年度の地域創生枠の支援の可否を決定するものとする。

（3）事業対象者は、複数年支援事業計画を変更または中止しようとする場合には、あらかじめ事業採択を受けた知事または振興局長と協議のうえ、その指示を受けるものとする。

（4）知事または振興局長は、採択した地域創生事業計画を変更した場合または支援を取り消した場合は、大分県地域活力づくり総合補助金（広域ツーリズム事業）採択変更（支援取消）通知書（様式第2号）を事業対象者へ交付するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年度の予算に係る大分県地域活力づくり総合補助金から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成25年度の予算に係る大分県地域活力づくり活動支援事業費補助金から適用する。

#### 附 則

改正後の要領は、平成28年度の予算に係る大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金から適用する。